# （規約第10条・11条・12条）

## （役員・委員選出について）

### 輪番制

### 立候補者、推薦者がいた場合でも輪番制は有効であり、２年ごとに役職欄を右回りに回す。

## （役員報酬について）

### 役員、委員の報酬は次の通りとする。

### 会長　　￥　100,000円

### 副会長　￥　 60,000円

### 書記　　￥　 60,000円

### 会計　　￥　 80,000円

### ゴミ担当￥　 53,000円

### 広報　　￥　 50,000円

### 会館管理￥　 50,000円

### 組長　　￥　 5,000円

## （役員及び委員免除について）

### 令和５年以前に役員・委員を経験された方及びその世帯は免除とする。

### （委員とは会館管理・広報配布・ゴミ減量推進指導員を指す。）

## （自治会会員退会世帯、未加入世帯について）

### 規定第８条２項により（本人より別に定める退会届が会長に提出された場合）退会届後も区域内に居住する退会世帯、または未加入世帯にはごみ置き場等町内維持管理として年間6,000円の協力金をお願いする。

## （組長について）

### 組長は役員委員の兼任は原則できないこととする。

## （顧問について）

### 本会には会長の指名推薦により顧問を置くことができる。

### 顧問の報酬は1年間 ￥ 20,000円とする。

## （特別町費（内規）について）

### 平成22年4月１日施行　内規２．その他収入（イ）特別町費について、

### 月額1,000円を500円に変更する。